

白山市議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの結果

募集期間 平成22年10月25日（月）～平成22年11月8日（月）

結 果 3名の方から11件のご意見

パブリックコメントに寄せられた条例案へのご意見とそれに対する市議会の考え方は、以下のとおりです。

記

	項 目	頂いたご意見	市議会の考え方
1	全 体	<ul style="list-style-type: none"> 基本条例案は、議会が一人走りすることなく、議会内、対市民、対市長、対行政との意思疎通（コミュニケーション）を円滑に図ろうとする意図が感じられ、読んでいて抵抗なく受け入れられるものです。絵に描いた餅とならぬよう、基本条例に照らして、実施状況の審査または監査を2年に1回程度の頻度で行い（この審査または監査には第三者にも参加していただければよいと思います。）、そこで出た問題点を条例の見直し検討や、4年に一度の議員研修会に反映していただくことを確実に実践していただくことを切望します。 鹿児島県某市や名古屋市のよう、市長と議会が抗争するような事態が起こらないよう、関係者の辛抱強い対話努力をお願いします。議事はまず相手の話をよく聞くことが基本です。国会議事堂のようにヤジの行きかうことだけはないように議会関係者が申し合わせていただくことも併せて希望します。 	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、議会活動及び議会運営の原則等を定めているものです。第27条に見直し手続きも規定されており、第三者による審査、監査につきまして、議会基本条例施行後のご意見として参考とさせていただきます。 議会は、自由な討議で運営され、議論を尽くすこととなっており、ご指摘の意見の趣旨は含まれていると考えています。
2	第 4 条	<ul style="list-style-type: none"> 第2項について、同一理念を持った議員集団を会派とするなら、それぞれの会派の理念を政策ごとに議会だよりに提言すれば白山市民にそれぞれの会派の理念を理解して支援していただけると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 会派活動へのご意見として参考とさせていただくとともに、広報活動に努めていきたいと考えています。 会派の理念・政策は、一般質問に反映させていきます。
3	第 5 条 第 1 4 条 第 2 2 条	<ul style="list-style-type: none"> 第5条第1項、第14条第3項、第22条の解説「広報媒体を議会だより及びあさがおテレビなど多様な手段を講じて行う」の条文について、すべての議員も同じように提示すれば、各議員の理念、信条を白山市民が理解すると思います。それぞれの議員が努力され、行動されていますが、共通の媒体がないため、市民に伝わっていないと思います。公平に各議員の理念・行動を提示するなら、議会と市民を近づけると思います。そして各議員の1カ月、半年、1年…4年の行動を発信すれば、各議員の説明責任を果たしたと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員活動のご意見として参考とさせていただくとともに、各議員の理念、信条が市民の皆様にご理解いただけるよう、今後とも広報活動に努めていきたいと考えています。
4	第 1 5 条 第 1 7 条	<ul style="list-style-type: none"> 「議員は、政策立案及び提言を行うため、並びに調査及び研究のために交付される政務調査費」とあるが、政務調査費に関しては、調査研究活動の自己研究費だから、すべて領収書を提出したほうがよいと思います。政策や提言に対して、研究調査の余地が十分にあると思うので、政務調査費は高くても妥当だ 	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査費の領収書添付に関しましては、現行1円以上の領収書の添付を義務付けています。また、政務調査費に関する書類の公開については、白山市情報公開条例によるものとしています。 政務調査費の金額についてのご意見、調査結果の閲覧等については、今後の政務調査活動

		<p>と思います。それ以上の調査を望むなら、会派や議会での調査でもよいと思います。また、結果が必要となるので、個人や会派等での一本化した報告が必要であり、引用先も書かれていたらよいと思います。そして報告書は議員や職員、そして市民が閲覧できなければならないと思います。</p>	<p>のご意見として参考とさせていただきます。</p>
5	第22条	<ul style="list-style-type: none"> 解説「広報媒体を議会だより及びあさがおテレビなど多様な手段を講じて行う」の文言について、広報に関しては、白山市のサイトや議会だより、あさがおテレビ等に掲載すれば、他の市町村にない開かれた市議会と自負できると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、議会だよりにて議案の採決結果や各議員の一般質問の内容を掲載しています。また議会だよりは白山市のホームページから閲覧することができます。今後も広報に関しては、より充実できるよう努めていきたいと考えています。
6	第24条	<ul style="list-style-type: none"> 解説の「どのような定数にするかは自治の問題であり、住民と共に議論し決定する必要があります。」の文言について、白山市議会の議員の定数が少ないと議員一人当たりに対し、加重な負担となるので、市政に関する認識が深くないため、厚みのない議論になってしまう恐れがあると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数に係るご意見として今後の参考とさせていただきます。
7	第25条	<ul style="list-style-type: none"> 白山市には「白山市特別職報酬審議会条例」というものがあるはずで、その中で議員報酬の額についても審議するはずですが、白山市議会基本条例（案）と、どちらを優先させるのか。 白山市議会基本条例（案）を基に議員報酬を改定する場合、議員が自らの報酬を改定することとなり、「市民の意見を参考にするものとする。」と記してありますが、議員が自らの報酬を審議するのであるから、市民の意見は参考に過ぎず、とても減額方向に改定論が進むとは思えず、報酬は増額又は据え置きとなりかねません。仮に据え置きとした場合、昨今のような景気低迷時期等においては、市民目線からは、実質増と受け取られないでしょうか。また、意見募集の趣旨文中で「このような中、議会では、市民主体の開かれた市議会を目指すため…」と記してあるのに、議員が自らの議員報酬改定を審議するのでは、議会の目指す市民主体の開かれた市議会とは別の方向を目指すことになってしまうのではないのでしょうか。 議員が議員報酬を決めるのではなく、現在のように白山市特別職報酬審議会で審議するか、あるいは議員以外の外部の第三者を交え客観的に審議をすべきではないでしょうか。 第1項について、議員報酬に関しては、全国の議員報酬と比較するのではなく、白山市民の所得水準と関連を持たせたらよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、ご指摘のように「市民の意見を参考にするものとする。」としており、報酬審議会や住民の意見を十分に踏まえ提出するもので、どちらかを優先させるものではないと考えています。 この条項はあくまで、議員が提案する場合がありますが、広く市民の意見等を参考とすることを前提としており、市民主体の開かれた市議会として、別の方向を目指すことはないと考えています。 <p>第25条の解説の訂正</p> <p>訂正前</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬の改正については、多様な人材を議会に送り出す観点から、<u>住民の意見も踏まえ定数の改正と同様、議員が提案するものと規定</u>しています。 <p>訂正後</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬の改正については、多様な人材を議会に送り出す観点から、<u>住民の意見や白山市特別職報酬審議会の意見を踏まえ定数の改正と同様、議員が提案することができるものと規定</u>しています。 ご指摘のように白山市特別職報酬審議会など第三者のご意見を十分考慮していきます。 <ul style="list-style-type: none"> 議員報酬に係るご意見として今後の参考とさせていただきます。

以上